

職長安全衛生責任者教育・各種特別教育の開催について

今年度の職長教育ならびに各種特別教育の案内です。内容をご確認のうえ、お申し込み下さい。

1. 主 催 帯広地方職業能力開発協会
2. 講習会場 帯広職業能力開発センター
(帯広市西22条北2丁目29番4号)
3. 申込期間 12月1日(月)～1月16日(金)
※定員になり次第、受付を終了します。
4. 申込方法 申込時には以下のものを揃え「帯広地方職業能力開発協会」事務局までご持参ください。

- ・受講申込書
- ・修了証用写真1枚(受講申請書に貼付)
- ・受講料
- ・職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)の申し込みをする方は、
「職長・安全衛生責任者教育(初任時)」修了証の写し

5. 注意事項
 - ①申込後のキャンセルはできません。あらかじめご了承ください。
 - ②郵送で申し込みされる場合、会員外の方が申し込みされる場合にはあらかじめ電話でご連絡をください。

6. 申込先・問い合わせ 職業訓練法人 帯広地方職業能力開発協会
帯広市西22条北2丁目29番4号
TEL：0155-37-4936

令和7年度 講習日程一覧

職長・安全衛生責任者教育（初任時）				定員 20 名
日 時	令和8年2月3日（火）～4日（水） 9時～17時（14時間）			
受講料	会 員	12,000 円	会員外	20,000 円
事業者は職長等に対し安全衛生教育（職長教育）を行うよう、労働安全衛生法で規定されています。 《対象者》 ・ 職長の職務に就いている方、または安全衛生責任者に選任されている方 ・ 職長の職務に就く予定の方、または安全衛生責任者に選任される予定の方				

職長・安全衛生責任者能力向上教育（再教育）				定員 40 名
日 時	令和8年2月6日（金） 9時～16時（6時間）			
受講料	会 員	6,000 円	会員外	12,000 円
職長・安全衛生責任者教育から5年毎に行う、行政通達に基づいた能力向上教育です。 《対象者》 ・ 職長・安全衛生責任者教育（初任時）を受講してから、おおむね5年以上経過された方 ※ただし、<u>初任時講習の修了証の交付日が平成19年2月以降の方のみを対象</u>とさせていただきます 《注意事項》 申込時に「職長・安全衛生責任者教育（初任時）」の修了証の写しを提出していただきます。				

足場の組立て等特別教育				定員 40 名
日 時	令和8年2月9日（月） 9時～16時（6時間）			
受講料	会 員	6,000 円	会員外	8,000 円
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられています。 《対象者》 足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者 ※ただし、足場の組立等作業主任者、とび1級又は2級の技能士をお持ちの方は、この特別教育を受ける必要はありません。				

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育				定員 40 名
日 時	令和8年2月10日（火） 9時～16時（6時間）			
受講料	会 員	6,000 円	会員外	8,000 円
作業床などの安全な作業場を確保できない場所でフルハーネスを使用しながら作業する方は、特別教育の修了が必須となっています。 《対象者》 高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に就くもの。				

石綿取扱作業従事者教育				定員 40 名
日 時	令和8年2月12日（木） 10時～16時（4.5時間）			
受講料	会 員	6,000 円	会員外	8,000 円
石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う者 および 損傷・劣化等により労働者が粉じんにはく露するおそれのある石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う者は特別教育を受講しなければならないとされています。 《対象者》 石綿が使用されている建築物、工作物の解体等の作業に従事するもの。				